＜ 商 品 概 要 説 明 書 ＞

株式会社　百五銀行

スーパー定期（単利型）

（２０２５年７月１日現在）

項目	内容
1. 商品名	●自由金利型定期預金（Ｍ型）＜単利型＞ （愛称：スーパー定期）
2. 販売対象	●法人および個人
3. 期間	●定型方式 1 か月、3 か月、6 か月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年 期日指定方式 1 か月超 5 年未満 ●定型方式の場合はお申出により満期日に指定口座へ自動入金する取扱い(証書扱いは除きます）または自動継続（元金自動継続または元利自動継続）の取扱いができます。 ●期日指定方式の場合はお申し出により満期日に指定口座へ自動入金する取扱いができます（証書扱いは除きます)。
4. 預入方法	
（１）預入方法	●一括預入
（２）預入金額	●1 円以上 ただし、新規預入の場合は 1 円以上 1,000 万円未満となります。
（３）預入単位	●1 円単位
5. 払戻方法	●満期日以後に一括して払戻します。
6. 利息	
（１）適用金利	●預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 なお、預入金額 300 万円以上と 300 万円未満で金額階層別金利を適用します。 適用金利は、金融情勢により残高に応じた金利差がつかない場合もあります。
（２）利払頻度	●預入期間 2 年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 預入期間 2 年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第 4 位以下切捨て）により計算します。
（３）計算方法	●付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
（４）課税方法	【個人のお客さま】利息の 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）が分離課税されます。 ※復興特別所得税が付加されております。 【法人のお客さま】総合課税となります。
（５）金利情報の入手方法	●金利については窓口、またはホームページでご確認ください。
7. 手数料	●不要です。

百五銀行
HYAKUGO BANK

（２０２５年７月１日現在）

8.付加できる特約事項	●成年年齢に達した個人のお客さまで、自動継続扱いまたは満期日に指定口座へ自動入金する取扱いのものは総合口座による当座貸越ができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.50%を上乗せした利率です）。 ●満期日に指定口座へ自動入金する取扱いにおいて、総合口座による当座貸越が発生していた場合には、満期金は当座貸越への返済に充当いたします。 ●預入期間 2 年のものは中間払利息を定期預金とすることができます。 ●少額貯蓄非課税制度の対象となるお客さまはマル優の取扱いができます。
9.中途解約時の取扱い	●満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払戻します。 ※ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 ①1 か月もの、3 か月もの、6 か月もの、1 年もの、2 年ものの定型方式および 1 か月超 3 年未満の期日指定方式 ・預入期間が 6 か月未満の場合　解約日における普通預金の利率 ・　〃　6 か月以上 1 年未満の場合　約定利率×50% ・　〃　1 年以上 3 年未満の場合　約定利率×70% ②3 年ものの定型方式 ・預入期間が 6 か月未満の場合　解約日における普通預金の利率 ・　〃　6 か月以上 1 年未満の場合　約定利率×50% ・　〃　1 年以上 1 年 6 か月未満の場合　約定利率×50% ・　〃　1 年 6 か月以上 2 年未満の場合　約定利率×60% ・　〃　2 年以上 2 年 6 か月未満の場合　約定利率×70% ・　〃　2 年 6 か月以上 3 年未満の場合　約定利率×90% ③4 年もの、5 年ものの定型方式および 3 年超 5 年未満の期日指定方式 ・預入期間が 6 か月未満の場合　解約日における普通預金の利率 ・　〃　6 か月以上 1 年未満の場合　預入日における 6 か月ものスーパー定期の約定利率×70% ・　〃　1 年以上 2 年未満の場合　預入日における 1 年ものスーパー定期の約定利率×70% ・　〃　2 年以上 3 年未満の場合　預入日における 2 年ものスーパー定期の約定利率×70% ・　〃　3 年以上 4 年未満の場合　預入日における 3 年ものスーパー定期の約定利率×70% ・　〃　4 年以上 5 年未満の場合　預入日における 4 年ものスーパー定期の約定利率×70%
10.その他参考となる事項	●満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ●この預金は、預金保険制度の対象商品です。 ※1 人あたり元本 1,000 万円までとその利息などが保護されます。
11.当行が契約している指定紛争解決機関	●一般社団法人　全国銀行協会 連絡先　全国銀行協会相談室 電話番号　0570-017109 または 03-5252-3772

スーパー定期（単利型）